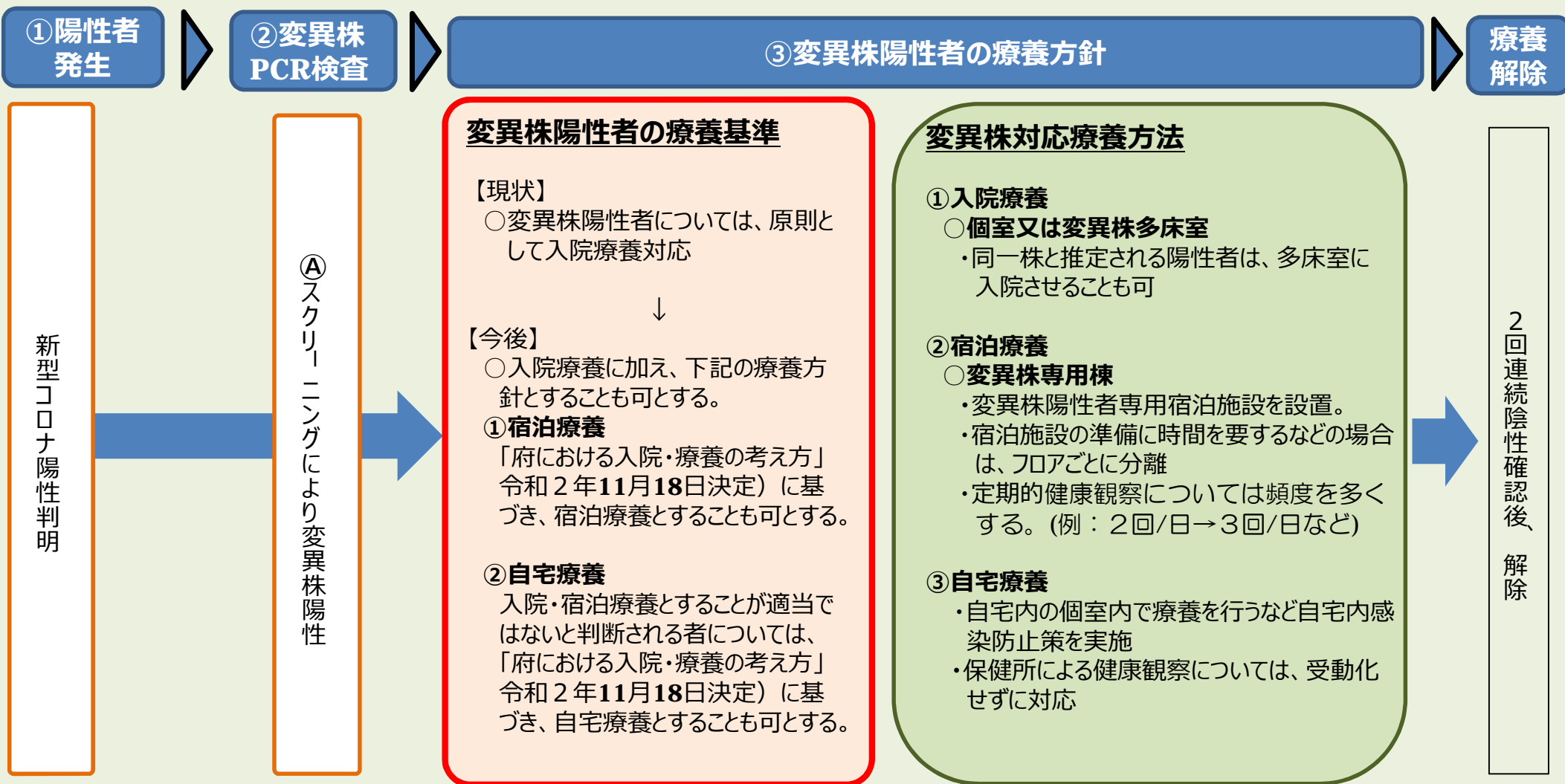


# 変異株陽性者への対応フロー【療養方針】

- 変異株陽性者については、国通知に基づき、当面の間、原則として入院療養とすることが求められているが、自治体の病床確保状況等に基づき、宿泊療養・自宅療養としても差し支えないとされている。
- 今後、変異株陽性者が増加した場合、病床逼迫が予想されるため、下記のとおり対応することとする。



(※) 変異株陽性者の濃厚接触者等変異株陽性の疑いが強い新型コロナ陽性患者については、スクリーニング検査判明前に変異株陽性者として療養基準を適用